

(文部科学省組織規則の一部改正)
 第三十五条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第二十二條第六項中、「初等中等教育」の下に、「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を、「及び特別支援学校」に改める。

第二十三條第二項第二号中、「第五十一条の十」を、「第七十一条」に改め、同項第七号中、「第五十条の三第一項」を、「第七十五条第一項」に、「第五十七条の五第一項」を、「第八十七条第一項」に改め、同条第四項第一号中、「小学校」を、「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を、「及び特別支援学校」に改める。

第二十八條第三項及び第四項中、「児童、生徒及び幼児」を、「幼児、児童及び生徒」に改める。
 第二十九條第二項中、「小学校」を、「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を、「及び特別支援学校」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)
 第三十六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年文部科学省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「小学校又は幼稚園」を、「幼稚園又は小学校」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令の一部改正)
 第三十七条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令(平成十四年文部科学省令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「第一条の規定による改正後の」を削り、「第八条第一号八」を「第二十条第一号八」に改める。

(小学校設置基準の一部改正)
 第三十八條 小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「教諭」を、「主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において、「教諭等」という。))」に改め、同条第二項中、「前項の教諭」を、「教諭等」に改め、「校長」の下に、「副校長」を加え、「これ」を削る。

(中学校設置基準の一部改正)
 第三十九條 中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「教諭」を、「主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において、「教諭等」という。))」に改め、同条第二項中、「前項の教諭」を、「教諭等」に改め、「校長」の下に、「副校長」を加え、「これ」を削る。

(専門職大学院設置基準の一部改正)
 第四十條 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條及び第二十四條中、「第六十七條第一項」を、「第二百一十一條第一項」に改める。
 第二十六條第一項中、「専ら」の下に、「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を、「及び特別支援学校」に改める。

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)
 第四十一條 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の表学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の項及び第六條の表学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の項中、「第七條の六」を、「第十四條」に、「第七條の八の三」を、「第十八條」に、「第十四條」を、「第二十七條」に改める。

(文部科学省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)
 第四十二條 文部科学省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年文部科学省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中、「第六十一條の二第二項」を、「第九十三條第二項」に、「第六十五條の十第三項」を、「第一百十三條第三項」に、「第六十一條の二第一項」を、「第九十三條第一項」に改める。
 第八條中、「第六十八條」を、「第二百一十一條」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正)
 第四十三條 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三号中、「第四十五條の二」を、「第五十五條」に、「第五十一條の九第一項」を、「第七十條第一項」に改める。

(国立大学法人法施行規則の一部改正)
 第四十四條 国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中、「設置される」の下に、「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を、「及び特別支援学校」に改める。

別表第二北海道教育大学の項中、「附属札幌小学校」を、「附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園、附属札幌小学校」に改め、「附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園」を削り、同表弘前大学の項及び岩手大学の項中、「教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表宮城教育大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表秋田大学の項中、「教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表山形大学の項及び福島大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表茨城大学の項、宇都宮大学の項、群馬大学の項及び千葉大学の項中、教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表東京学芸大学の項中、「附属世田谷小学校」を、「附属幼稚園、附属世田谷小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表お茶の水女子大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表新潟大学の項中、「教育学部附属新潟小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属新潟小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表富山大学の項中、「人間発達科学部附属小学校」を、「人間発達科学部附属幼稚園、人間発達科学部附属小学校」に改め、「人間発達科学部附属幼稚園」を削り、同表金沢大学の項中、「教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表福井大学の項中、「教育地域科学部附属小学校」を、「教育地域科学部附属幼稚園、教育地域科学部附属小学校」に改め、「教育地域科学部附属幼稚園」を削り、同表山梨大学の項中、「教育人間科学部附属小学校」を、「教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属小学校」に改め、「教育人間科学部附属幼稚園」を削り、同表信州大学の項中、「教育学部附属長野小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表静岡大学の項中、「教育学部附属静岡小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属静岡小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表愛知教育大学の項中、「附属名古屋小学校」を、「附属幼稚園、附属名古屋小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表三重大学の項及び滋賀大学の項中、「教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表京都教育大学の項中、「附属京都小学校」を、「附属幼稚園、附属京都小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表大阪教育大学の項中、「附属天王寺小学校」を、「附属幼稚園、附属天王寺小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表兵庫教育大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表神戸大学の項中、「発達科学部附属吉小中学校」を、「発達科学部附属幼稚園、発達科学部附属吉小中学校」に改め、「発達科学部附属幼稚園」を削り、同表奈良教育大学の項、「奈良女子大学の項及び鳥取大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属小学校」に改め、「附属幼稚園」を削り、同表島根大学の項及び岡山大学の項中、「教育学部附属小学校」を、「教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校」に改め、「教育学部附属幼稚園」を削り、同表広島大学の項中、「附属小学校」を、「附属幼稚園、附属三原